

## 刑 事 法

### 解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 刑法 第1問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、顔見知りのAと些細なことから口論となった。翌日、Xは、Aから市内の公園に呼び出されたことから、同所においてAやその仲間であるBらと喧嘩になると予想して、舍弟のC、Dら5名に加勢を求め、公園前の歩道上において、Aとその仲間であるB、Eら計10名と対峙した。

Xは、Aから木刀で攻撃を加えられたため、同所付近に停車させていた普通乗用自動車（以下、「X車」という）の運転席に逃げ込んだ。Xが車内でバックミラーに目をやったところ、X車の後方で、Bが胸元から拳銃を取り出し、Bがいた場所から10メートル先にいたCの足元を狙って銃撃しようとしていた。Xは、とっさに、Cを助けるため、X車をBに向けて急後退させて同人を追い払おうと決意し、直ちにX車を運転し、時速約20キロメートルで約12メートル急後退させた。Bは柔道に打ち込んでいた若かりし日の自分を思い出し、前方回転受け身の要領で、ひらりと身をかわして、間一髪、X車との接触を回避できた。ところが、Bの隣には、Bに背を向けてDと対峙しているEがいた。EはBの銃撃を見ていなかった。Xが運転を開始する以前はEはXにとって死角となる位置におり、XはEを認識できなかった。他方で、運転開始後にXがバックミラーを見ていれば、Eの存在に気付くことは可能であったが、Xは運転開始後は、バックミラーを見ておらず、Eの存在に気付かなかった。Eは、X車がまっすぐ自分に向かってくることに動搖し、回避行動が遅れた結果、左脚をX車に接触させてしまった。XはEとの接触後、同所にX車を停車した。Eは、X車がまったく減速せずに自分に向かってきたことから、Xが再び自分に向かって自動車を走らせてくるのではないかと極度の恐怖に陥った。Eは、必死に逃走を図るあまり、前をよく見ていなかったため、歩道の脇にあった側溝に足をとられ、転倒し、コンクリートブロックに頭を強打してしまった。Eは、頭部外傷のため、死亡した。

## 刑法 第2問

次の事例を読んで、第4段落のXの罪責を論じなさい。

Xは、2人姉妹だったが、妹とは疎遠であり、また父は既に亡くなっていたため、母Aと2人で暮らしていた。Aが認知症を患うとともに身体面での自立度が低下して以降、Xは勤務していた会社を退職し、Aの介護や家事を長年にわたり献身的に行っていた。XとAの生活費は、Aの年金で賄っていた。すなわち、Aの承諾の下で、年金がAの銀行口座に振り込まれると、Xが必要額を引き出し、日用品を購入するとともに、支出が大きい場合は、B社発行のA名義のクレジットカードを使用し、AがXに教えた暗証番号を入力して、Aの預金残高から代金を決済していた。

Aは、2か月前からそれまで利用していたデイサービスの利用を拒否するようになった。貴重な息抜きの時間を奪われたXは、身体的・精神的に追い詰められていった。心身ともに疲労したXは、発作的に、就寝中のAに馬乗りになり、鼻口部を食品包装用ラップフィルムで覆った上で、約5分間にわたって同人の顔面に枕を押し当てて圧迫し、Aを窒息死させた。

Xは、Aの遺体を布団に横たえたまま、疲労困憊のため眠ってしまい、Aが死亡してから12時間後に目覚めた。Xは、Aの弔いの儀式を実施することを思い立った。Xは、Aが元気だった頃を偲ぶために、Aにきれいな化粧を施すとともに、Aが若いときに好きだったブランドのドレスを着せてあげたいと考えた。

Xは、現金約1万円とA名義のクレジットカードが入っているAの財布を持ち出して外出し、デパートに赴くと、まず化粧品店で高級化粧品一式を現金で購入し、次いで、洋品店に行き高級ドレスを購入することにした。Xは、従業員が差し出した決済端末にクレジットカードを挿入したうえでAから聞いていた暗証番号を入力することにより、ドレスの購入を申し込み、B社から決済の承認を受けて、従業員から同ドレスの引渡しを受けた。B社では、会員規約上、クレジットカードは、会員である名義人のみが利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することは禁じられていた。また、同社の加盟店規約上、加盟店は、クレジットカードの利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することが定められていた。後日、Aの口座から高級ドレスの代金は引き落とされた。

## 刑事訴訟法

次の【事例】を読んで、後の問1、問2に答えなさい。なお、各問の配点比率は、3：7である。

### 【事例】

K市の中地区では、2024年11月ころから2025年1月ころまでの間、住居侵入窃盗事件が頻発していた。犯行は、いずれも午前1時から3時ころに行われた。また、犯行は、いずれも、一軒家の掃き出し窓のガラスをバーナーやライター等を用いて加熱し、窓ガラスに穴を開けてクレセント錠を解錠して侵入し金品を奪うというものであった。

Xは、2025年2月2日、午前2時ころ、A地区にあるV方（一軒家）の掃き出し窓のガラスをライターで加熱し、窓ガラスに穴を開けてクレセント錠を解錠して侵入し、現金4万円を窃取した。Xは、V方から逃走しようとしているところを、家人の通報によって現行犯人として逮捕された（事件①）。

同日、A地区の、V方から徒歩15分の場所にあるB方で、掃き出し窓のガラスが熱せられて穴が開けられた上、窓のクレセント錠が解錠されて侵入され、現金1万円が窃取されるという事件が発生していた。犯行時刻は、家人の供述によると、午前0時から午前5時までの間であると推測された（事件甲）。Xは、事件甲の犯人であることを否認した。

その後の捜査により、2024年12月下旬から2025年1月上旬にA地区で発生した3件の住居侵入窃盗事件（いずれも一軒家の掃き出し窓のガラスが加熱されて穴を開けられた上、クレセント錠が解錠されて、侵入され、金品が奪われたもの）について、Xが犯人である疑いがあるとして捜査がなされた（事件②ないし④）。Xはいずれの犯行についても自己の犯行であることを認めた。

Xは、事件①ないし④及び事件甲について住居侵入窃盗の罪で起訴された。全ての事件が併合審理されることとなった。

検察官Pは、Xが自白している事件①ないし④の証拠を、事件甲について、Xが犯人であることを基礎づける証拠として請求した。

問1 下線部について無令状の逮捕が許される理由を説明しなさい。

問2 裁判所が、Xが自白している事件①ないし④の証拠を、事件甲について、Xが犯人であることを基礎づける証拠として採用することができるかについて論じなさい。